

令和3年（行コ）第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国（処分行政庁：原子力規制委員会）

控訴人（一審原告ら） X 5 1 外 6 名

被控訴人（一審原告） X 1 外 1 1 2 名

参加人 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

2023年8月17日

大阪高等裁判所 第6民事部 御中

一審原告である控訴人ら・被控訴人ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

弁 護 士 谷 次 郎

号証	標目 (原本・写しの別)		作成年月 日	作成者	立証趣旨	備考
甲261-1	hpm1降灰層準の 写真(京都府綾部 市物部町の露頭 にあるhpm1火山 灰層準を撮影し たもの)	写	平成 12(2000) 年2月13日	小滝篤夫 (京都府 立大学生 命環境学 部非常勤 講師 博 士(理 学))	hpm1降灰層準とは露頭で肉眼 により層として識別できるもので あること。	
甲261-2	hpm1降灰層準の 写真(長野県川上 村埋沢(野辺山高 原)の露頭にある hpm1火山灰層 準を撮影したも の)	写	平成 22(2010)年 10月9日	小滝篤夫 (京都府 立大学生 命環境学 部非常勤 講師 博 士(理 学))	hpm1降灰層準とは露頭で肉眼 により層として識別できるもので あること。	
甲262	「大飯発電所敷地 内破碎帯の追加調 査ー最終報告ーコ メント回答 平成25 年9月2日」有識者 会合 第5回評価 会合」の「6. 火山 灰分析結果の再整 理」(表紙及び206 ページ)	写	平成 25(2013)年 9月2日	参加人	参加人は、試料について、放射 性炭素年代測定を行っているが、 同測定方法では当該試料が「5万 年前より古い」ことしか確認でき ず、「2層」が23万年前より古い地 層であることを示すことはできてい ないこと。	最終報 告書の 表紙及 び同報 告書 206頁 を抜粋 したも の。
甲263	「大飯発電所敷地 内破碎帯の調査に 関する有識者会合 ピア・レビュー会 合」	写	平成 25(2013)年 12月27日	原子力規 制委員会	ピア・レビュー会合の最後に、事 務局の原子力規制庁は出された 提言等について必要に応じて評 価書に反映する旨を述べているこ と	

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月 日	作成者	立証趣旨	備考
甲264	「大飯発電所敷地 内破碎帯の追加調 査 —最終報告—」 平成25年7月25 日 関西電力	写 平成 25(2013)年 7月25日	参加人	参加人の資料から読み取る と、①南側トレンチ内及び②南 側トレンチ付近の群列ボーリン グでは火山灰分析結果が示され ているのは18地点で、その内 で普通角閃石・カミングトン閃 石の主成分分析結果が示されて いる地点は、わずか6地点にす ぎないこと。	・最終 報告書 の表紙 及び同 報告書 245頁を 抜粋し たもの。 ・甲第 254号 証の火 山灰主 成分分 析結果 のうち、 1頁欠 落して いた245 頁の部 分